

午後1時再開

議長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤 淳君） ご質疑願います。

木村喜徳君。

15番（木村喜徳君） 2点ほど質疑いたします。

加入・委託という問題なのですが、広域というものを考えた場合、加入がいいのか、委託がいいのか、これは藤岡市のため、市民のためということの中で委託ということを選んだわけなのですが、部長はその辺は広域という中で藤岡市だけではできない、新町だけではできない、吉井町だけではできないということで幾つかの町村で組んで広域というものをつくっているわけです。そこから新町が抜けていって広域の枠が小さくなる。こういう観点から加入がいいのか委託がいいのか、そういう観点から考えた場合どちらが正しいと思いますか、これを1点お聞きします。

市長には、先ほど冬木議員の続きになってしまうのですが、最終的には市長が判断したわけです。その場合、議会を納得させるだけのきちんとした理由をおっしゃってください。幾つかメリットもある、デメリットもあるという表現で終わったのですが、そのメリット・デメリットを議会が納得できるだけの具体例をもって説明をお願いします。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

（企画部長 茂木政美君登壇）

企画部長（茂木政美君） お答えいたします。

新町が高崎市との合併の中で、こういった広域行政の事務の加入がよいか、また委託の方がよいか、そういった観点のご質問でございますが、いろいろ議論してきました。この中で最終的に加入がいいか、委託がいいかという判断の中に財産の処分の問題がございました。その財産の処分によっては加入を進めるべきというものもございました。

そういった過程の中で、新町が正の財産を当初主張しておりましたが、それを放棄した。そういった関係で、残された構成市町村の負担増が著しく増加しない、そういった観点の中で委託方式を採用したわけでございます。当然こういった財産の主張で財産処分をしていくことによって残された構成市町村の負担が増大するという事になれば委託は飲めない。そんな観点の中で、最終的に先ほどもお答えをさせていただきましたが、正の財産の放棄、負の財産の例えば起債償還の一括償還、また最終処分場等の権利の放棄、そういったことがございましたので、私はこういったいろいろな問題を見ると委託方式がベストだろう、そういった判断をしたものでございます。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） ただいまの木村議員のご質問でございますが、委託がいいのか加入がいいのか、それぞれメリット・デメリットというふうに申し上げてきておりますけれども、やはり残った市町村でどういう運営をしていくのかというのが一番大事なことになるだろうというふうに思います。

そこで、当初、一部事務組合各事業別に委託なのか、委託の場合どういう負担になっていくのか、そういった議論がありました。なお、そこでは財産の整理、そういったことも当然議論がありました。そこで、当初委託という話の中で事業別に出しました。ただ、ほかの町村からも加入についてあわせて検討してみしてほしいということもありましたので、担当部課長会議の中でもう一度加入を議論してもらった。なお、そのときに吉井町が自立という報告がありまして、その後の各一部事務組合別の事業によりまして担当者会議の中でも、また理事会の中でも、これは委託でやっていこうということで決まったわけでございます。ですから、藤岡市にとって委託がいい加入がいいというだけの判断ではなくて、今後一部事務組合それぞれの事業を進めていく中で委託という選定をしているわけでございます。ですから、一つ一つのこれがいい点、これが悪い点ということの列記ではなくて、トータル的に今後やっていく上で必要な残った町村での市町村の負担を今後考えていかなければいけないということでございます。

議長（佐藤 淳君） 木村喜徳君。

- 1 5 番（木村喜徳君） 財産処分とか、近年の話ではないのです。長い将来を見ていく上で加入か委託という話をしているのです。その辺で答弁を求めたわけなのです。新町が抜けたということ、要するに一つの自治体が広域から抜けたわけです。そうすれば、当然残ったところには負担というのは増えるわけです。規模を縮めない限り増えないのはおかしいのです。高崎市からの委託ということなのだけれども、委託がおおむね10年、委託についていい例が新町とのごみの関係なのです。藤岡市に委託していたものを藤岡市の一方的な都合で1年でやめてください。委託というのはそういうものなのです。だから、10年と言っていてもしっかりと明確な書類等で作成していなければ、議会としては言葉だけのおおむね10年高崎市を信じます、そんな簡単なわけにいかない。長期的な展望に立ったときに財政的な負担が増えないという根拠をもう一回きちんと教えてください。

市長には、先ほど冬木議員のときに言ったのですよ、メリットもデメリットもいっぱいある。それを具体的に言ってほしいと私は言ったのです。それから次の質問に進みたいわけなのです。まず、委託方式のメリット、加入方式のメリットを具体的にどっちが多いのか教えてください。3回目でデメリットを聞きますから、お願いします。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

企画部長（茂木政美君） お答えいたします。

最初に委託方式、将来的な面を見た負担増、そういった関係のご質問でございますが、当然、議員が今おっしゃったとおり現行の規模、例えば消防ですけれども、そういった面をやれば当然負担増になるのは明確でございます。ただ、こういった消防の体制を今、新町の消防の分署の人数がそのまま多野藤岡の人数、消防の充実の方に移行すれば増えるのは当然でございます。そういった中で、現体制の中での負担というものは、例えば消防本部の職員の問題がございます。そういった問題等がどれだけ合理化できるか、そういった問題で経費のことが出てくると思っています。

それから、もう一点でございますが、消防の委託期間の10年以内の問題でございます。このことにつきましても、私も消防長並びに新町等、消防長も高崎市の消防長、そういった形でご相談をしておりますが、その中で高崎市の主張は、やはり新町が高崎市になるのだから、一刻も早く高崎市の消防体制にしたいというのが高崎市の考え方でございます。しかしながら、先ほどもお答えをさせていただきましたが、多野藤岡の消防職員の身分保障等もございます。そういった中のものを急激な変化を持たせることは、多野藤岡に得策でない、そういうことで10年以内ということしております。このことにつきましては、今後高崎市と藤岡市で協定を結んでいくわけでございますが、しっかりとこういったものを明記していきたいというつもりでありますので、よろしく申し上げます。

もう一点でございますが、加入のメリット、委託のメリット、それぞれの事業の問題でそういったことが出てくるわけでございます。例えば最終処分場の問題については、私は今回の委託で受けた、新町が全体の広域のあり方、あるいは環境衛生組合の処分のあり方、あるいは病院の処分のあり方、そういった全体を見た中で新町が多野藤岡に多くの迷惑をかけないような処分をしていきたい。それで、最終処分場は、新町は大きな金額をかけておりますけれども、そういった財産の権利の放棄、また埋め立ての放棄、それで埋め立てした水処理の問題、そういったものをすべて支払っていく。そういった中では、委託ということがメリットが多かったと思っています。

また、加入のメリットということでございますが、このことにつきましては、当然、現行の体制の中での負担率の問題であれば現行の負担率でございますので変わりはございません。ただ、ここで大きな問題といたしまして、いろいろ事務段階の議論をさせていただきましたが、過去を見た中でいろいろな財産処分をしてきております。例えば病院の関係で見ますと鬼石町が脱会したときの財産の処分の仕方、また藤岡市が市町村会館を脱会したときの処分のやり方、そういったことがいろいろございます。その中で、最終的に委託ということで決めたわけでございます。くどのような話になりますけれども、加入のメリッ

トというのは現行維持、そういった形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤 淳君） 木村喜徳君。

- 1 5 番（木村喜徳君） そちらはそちらの言い分があるのはわかるのです。ただ、単に加入と委託を考えた場合に、委託が有利などという考えは生まれてこないわけなのです。これは絶対ない。だったら、委託が有利だと言うのなら今までの広域を藤岡市が中心になって、みんな委託でやればいいではないですか。でも加入でやっているではないですか。これは安定感があるからだ。その数が多い方が団体としてメリットがあるのです。そこから抜けていくのです。議会といつも協議する協議すると言っておきながら、こういう大事なことを議会にも相談しないで執行側が提案してきたこと自体おかしいのだ。だから、私が市長に聞きたいのは、議会を納得させるだけのきちんとした理論立てをお願いしているわけですよ。さっきのも何が何だかわからないではないですか。一番最初の議員の質問の答弁と同じです。何を言っているのか、何回聞いてもわからない。議会を納得させるだけの答弁をしてくださいよ。これは市長の最後の答弁としてお願いします。

議長（佐藤 淳君） 市長。

市長（新井利明君） 委託・加入の方策について先ほども部長が述べておりますが、加入をお願いしないわけではなく、加入についても高崎市に対してお願いしておりますが、加入について高崎市に対して全くお願いしないわけではなくて、それは例えば多野藤岡広域からしますと、加入をお願いしても高崎市としていろいろな考えの中で加入できないという返事でございます。さらに藤岡市として加入の方策についても議論しましたが、他の町村につきましては委託でいこうということで議論が終結したわけでございます。ですから、幾ら藤岡市が加入で高崎市に申し込んでいても、いろいろな周辺の情勢ということになると、やはり委託を選択して、なおかつ将来いろいろな一部事務組合、各事業が今後とも残った市町村でやっていくのだということで議論してきたわけでございます。

なお、新町が脱退するに当たって正の財産放棄というものにつきましても大変な決断をしたというふうに私は感じております。先ほど部長が答弁したように、鬼石町が病院から抜けたとき、藤岡市が広域の建物の管理から抜けたときも、それぞれ脱退金をもらっております。ただ、今回の新町が一部事務組合から抜けるに当たって新町の主張してきた経緯も当然あったわけでございます。当然、脱会金をという主張もありました。それでも今後の広域事業を進めるということについて、新町がある程度折れて、各市町村の今後の運営がそんなに大きな負担にならないようにということを決心してくれたわけでございます。そのことにつきましても、我々はしっかり新町の町長ほか、各新町の議会の皆さんやほかのいろいろな団体の皆さんが正の財産の放棄や脱退するに当たってのいろいろな主張をあ

る程度我慢してくれたということでございますので、委託方式で今、議会にお願いしているところでございます。

議 長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第10号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

反町清君。

（7番 反町 清君登壇）

7 番（反町 清君） 議案第10号新町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、私は新政クラブを代表して反対討論を行います。

広域市町村圏振興整備組合は、市町村が単独ではできない、また無理がある事業を構成市町村が応分の負担をして、今日まで消防、臨海学校、交通災害共済、農業共済、最終処分場、代替バス事業等、行ってきたわけであります。どの事業も広域住民にとっては大変感謝されており、今後もますます事業の充実を図らなければならないときであります。

今回の新町の廃置分合による組合の脱退による財産処分については、ただいま各議員から活発な質問がございましたが、やはり委託方式であります。合併調査特別委員会では、加入方式も検討するよう意見が出されていたわけでありますが、その後議会には何ら議論の場はなく、今日まで至っておるのが現状でございます。議会軽視も甚だしい、私はそう思います。

パターンでは委託方式、また加入方式があるようでありますが、どちらがメリットがあって、どちらがメリットがない、双方の意見はありますが、将来を見据えた中で十分精査され、決定したとはとても思いません。目先のことよりも今後我々の血税が有効に活用されるよう、もう一度真剣に考え直さなければならないと私は思います。その点、メリット・

デメリットがない加入方式をぜひ採用していただきたいと思います。

よって、議案第10号新町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、私は反対いたします。議員各位のご協力をよろしくお願いいたしまして、反対討論いたします。よろしく申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第10号新町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（佐藤 淳君） 起立少数であります。よって、議案第10号は否決されました。

議案第11号新町の廃置分合による多野藤岡医療事務市町村組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。質疑はありませんか。

青柳正敏君。

17番（青柳正敏君） 議案第11号新町の廃置分合による多野藤岡医療事務市町村組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について質疑をいたします。

さきに行われた議員説明会の資料によりましても、加入・脱退の質問が出されたわけですが、地域医療の原点、こういったものに対しての広域圏のあり方というものを執行者はどのようにとらえているのか、この点をまずお聞かせ願いたいと思います。

脱退という中で、12年間にわたる不採算部門における負担金、こういったものもうたわれているわけでありまして、地域医療、これが12年で終結するわけではありませんし、その後においても構成する市町村においては医療機器の発展等に伴い、高額な負担をもって機器の入れかえ等が予想されるわけですが、そういった12年以降のものについては残された組合構成をしている自治体が全額を負担しなければならないという藤岡市民にとっては、大変負担増になる可能性が含まれております。こういったことについて執行者はどのような考えを持っているのか、この点をまずお聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤 淳君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 病院の長期にわたる不採算部門、いろいろな部門がございますけれども、もちろん12年でおさまるということではございません。病院が続く限り地域医療を

担う公立病院でございますので経営していかななくてはいけないという部分でございますが、今回の合併でほかの市町村でも合併がございます。そういうところの事例を見ましても、おおむね10年という方針で不採算部門、あるいは赤字補填という名目はそれぞれございますけれども補填しております。私どももおおむね10年、これによろしいのではないかとということで、事務レベルでは10年と最初出しましたけれども、再度市長トップ交渉において2年加算していただいて12年という結論が出たということでございます。

採算が合わない、赤字が出るという現状においては、赤字の部分を負う仲間が多いほどいいということは十分承知していますが、このまま赤字が続くとも限らない。外来棟をつくる前は黒字もあったわけでございますので、そういう否定的な見方はしておりませんので、これから経営努力をいろいろな部分でしていただいて、私は赤字がこのまま続くということでは考えておりませんので、その辺をご理解いただければという感じでおります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午後1時26分休憩

午後1時27分再開

議長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤 淳君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） 答弁漏れがございまして大変申しわけございません。広域医療、地域医療の関係で答弁漏れがありました。当然、この多野藤岡地域の中核を担う公立藤岡総合病院でございます。採算・不採算にかかわらず住民の医療を守るためにはなくてはならない部門でございますので、赤字とか、そういう部分とは別としてやらなくてはならないというふうに考えておりますし、新町が抜けても、やはり高崎市へ行ったのだからということではなくて、藤岡市からも国立にも行きますし、その部分を担うのは当然だというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 淳君） 青柳正敏君。

17番（青柳正敏君） 広域圏における地域医療、これはやはり今、答弁にもありましたように新町が高崎市という自治体に所属しても、その地域が動いてしまうわけではありません。この多野藤岡の公立藤岡総合病院、この医療圏であることは変わらないわけです。だからこそ、この問題こそさきの議案であった委託とか、そういう問題の中で加入で加わってもらった中でやるべきだというふうに私は強く思うわけですがけれども、なぜ加入という中でこの問題について真剣に討議がされなかったのか非常に残念であります。この医療というの

は、組合に加わる加わらないにかかわらず、すべての人が等しくどこの医療機関においても受診できるというのが大原則です。これこそ広域が進めるべき医療体系ではないかと思うのですが、なぜ脱退、加入の話が進まなかったのか、この辺についてどのような経過でそういった状況になったのかをお聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤 淳君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） まず、私ども病院の部分と関連してですけれども、企画部長が再三お答えしているとおり、広域をいろいろ総体的な見方をした部分がございます。私のテリトリーの病院の部分ということでございますけれども、これは企画部長が高崎市へ行って確認していただいて、加入はということでございます。私どもの時点では、新町と話し合っている段階で、高崎市と合併する新町、あるいは倉渕村、そういうところの課長の皆さんが集まって、まず合併の議論をする最初の段階で高崎市の方から前提条件ということ、合併の協議に入る前に加入することはない、全部清算してくれというのがあったというふうに新町からは私どもは伺っております。私どもの病院関係についてはそういう経緯で、新町の言い分でございますけれども選択する余地はなかったという経緯をお聞きしております。

以上でございます。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 議案第11号についてお伺いいたします。

私も先ほどの青柳議員とさほど変わらないのですが、新町の関係、どうしても交渉するには鬼石町まで含めた7万人の代表として何が一番正しいやり方なのか、その代表としてどの方向で持っていくのが一番正しいのか、そこまで考えた上で交渉すべきだと私は考えております。例えば新町が高崎市へ行っても、国立の病院へ行く人はほとんどいないと思います。ほとんど公立藤岡総合病院に今までどおり通うと思われれます。このような中で、なぜ脱退して処分するのか、なぜ加入方式でもっと突っ張れないのか、その点私は非常に理不尽に思っております。

この間の議員説明会の中でも、まだ将来の負担もはっきりしていない。今、藤岡市が90%を持っておりませんが、残りの10%を新町と上野村と吉井町と神流町で均等人口利用割で分けている。この分け方も新町が抜けた後、吉井町、上野村、神流町がその10%を背負ってくれるのか、果たしてまた藤岡市が70%に戻り30%を持ってくれるのか、その点も全然はっきりしていない中で、このような議案を上げ、私は非常に納得できない議案であると考えます。その点どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 5 分休憩

午後 1 時 3 6 分再開

議長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

（企画部長 茂木政美君登壇）

企画部長（茂木政美君） お答えをさせていただきます。

この病院の問題で、なぜ加入方式を進めないで脱退をさせるような方式をとったのか、ここところが 1 点のご質問でございます。この問題につきましては、先ほどもご回答させていただいた広域圏等の関係でありますけれども、当初新町につきましては財産の処分の主張の中で、正の財産、つまり土地建物等、そういった財産の主張をしておりました。そういった主張の中で、そのような主張を飲むわけにいかない、そういったことで協議いたしまして、最終的に新町は正の財産を放棄する。また、不採算部門の関係につきましても 10 年間分の負担をしていく、そういった関係の中でご理解をいただきたい、そういったことでございます。

私もこの協議に応じる前に、この病院の問題の過去の議事録等も読ませていただいております。そういった中で、非常に多かったのは平成 8 年だと思います。そのころの病院の負担割合、これにつきましては鬼石町が脱退するときの議案でございます。藤岡市が当初 70%、それで鬼石町が脱退するについて藤岡市が 90%、そういった議案が可決されておるわけでございます。その理由とすると、この多野藤岡の中心都市の藤岡市がしっかりとした責任を持った運営をしていきたい、そういったことが 1 点でございます。また、他の町村につきましては、やはり多野藤岡の地域医療を支えていくために他の町村も構成員としてそういった負担割合でやっていきたい、そういうことで議事録等を見ますとなっております。

こういった観点の中で、いろいろ議論してきたわけでございます。そのほか桐生市の病院の問題、あるいは伊勢崎市の伊勢崎佐波の病院の問題、こういった財産処分のあり方もいろいろ検討させていただきました。その当時は、桐生方式は財産の権利放棄をしている。また、伊勢崎佐波につきましては、正の財産を玉村町に出している、そういったことがございます。全体の中で新町が残った構成市町村に迷惑がかからないような財産処分を決定した、そういうことでこのような脱退は藤岡市ばかりではございません。関係市町村もこういった方式でよろしいということで市町村会議で決定したわけでございます。

また、負担割合が決まっていないのにこのような議案を出すのはいかがなものか、そう

いったご質問でございます。この関係につきましては、群馬県がこの合併に伴う廃置分合、そういった申請時に合併廃置分合の議決、また財産処分の議決、それで合併申請はできるわけでございます。その後、規約改正等の議論につきましては、合併の日まで決定すればよろしい、そういう方針でございますので、これは県内の合併している市町村の動向等を見ますと、今回私どもが提案したような方式で、財産処分した後に負担割合等を決定していただいているのが状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤 淳君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 議論がかみ合わないようなのですが、どう考えても新町は高崎市と一緒になっても今の土地を持って高崎市へ行けないのです。永遠に藤岡市の隣にいるわけですから、今までどおり医療も継続せざるを得ない、このような状況の中で7万人の代表として交渉に行っているのだから、これだけは絶対に譲れませんよという交渉のやり方をなぜ今までしてこなかったのか、その点が私は非常に理不尽に思っております。

また、この間の病院議会の中でも、今年度26億円、来年度が32億円の赤字になるということで非常に大変な状況になっております。そのような中で、きちんとした負担区分、これをはっきりしないで、ここで採決をとって市民に何て申しわけをしていいのか非常に難しい判断でございます。ある程度どのような負担区分を腹で持っているのか、その点だけお伺いしておきます。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

企画部長（茂木政美君） お答えをさせていただきます。

この財産処分の関係で譲れない条件、そういったことも当然してきたわけでございます。それは先ほどもお答えをさせていただきましたとおり、正の財産の主張、それを認めるわけにいかない、これは放棄していただきたい、そういったことが絶対譲れない条件で進んできたわけでございます。

それと負担割合の関係でございますけれども、この関係につきましているいろいろなもので議論しています。これは病院の負担割合だけではなく、そのほか広域圏の事業、一つは消防の問題、あるいは臨海学校の問題、あるいは広域の事務局の問題、し尿の問題、そういったものがいろいろ町村からも意見が出ております。そういったことがございますので、そういったものを全体的に3組合を含めた中の負担割合というものを、いろいろ各町村の共通の認識の中で改めて検討していくのがよろしいのではないかと。そういった観点の中でありますので、これから財産処分の議決をいただいた後に、できれば本年の9月の定例議会までに負担割合等を決めた規約改正を提案できればということで、今、進んでいるわけでございます。これは関係市町村ともそういった認識の中で進んでおりますので、ご理解

のほどお願いいたします。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 3 分休憩

午後 1 時 4 4 分再開

議長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤 淳君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 先ほど部長が言ったように金さえもらえれば何でもいいのだという考えでなく、きちんとした判断のもとで物事を判断していきたいということで質問しているわけでございます。その中で、まるっきり負担区分も何も考えずにこの議案を上げたのなら大変なことだと私は考えます。ある程度腹で腹案ぐらいは持っているのかと私は考えますが、その腹案を話していただければと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 淳君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 前に議員説明会のときにもご説明をさせていただきましたけれども、現在の規定でございますと藤岡市 9 0 %、残りの市町村で 1 0 %という規定がございます。藤岡市はこれで他の町村と協議しているわけがございます。ところが、吉井町、神流町、上野村それぞれ考え方がございまして、なかなか結論に至っていないというので、決して腹案がないということではなくて交渉もやっております、結論に満たないので今すぐすぐということではなくて、9月までにそれぞれの立場を尊重し、あるいは話を十分にしてお話しするものはすべき主張していった調整するという形でございますので、よろしくお願いたします。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

冬木一俊君。

1 2 番（冬木一俊君） 議案第 1 1 号につきまして質疑をさせていただきます。

加入と脱退ということで議案が出てきたわけでございますが、2点ほどお願いいたします。単刀直入に質問をさせていただきますので、明快な答弁をお願いします。

1点目として、まず市長にお伺いします。今回、病院の脱退に伴う財産処分に関する協議ということでございますが、加入方式について新町長、高崎市長と公に議論したのかしないのか。したとすれば何月何日に、回数ほどのぐらいしたのか伺います。

それと、もう一点清算金につきまして2月10日に議員説明会で説明を受けました。こ

これは企画部長にお聞かせ願いたいと思いますが、この清算金2億円強の額、この額についてどのように使用するのかということをお伺いしましたが、これはあくまでも起債償還金に回すものであるということをお答えいただきました。その後、病院議会議がございまして、本当にこのお金を起債償還に回せるのかという疑問がございましたので病院議会の方で質問をさせてもらったところ、これは一時借入金の返済には回さないという企画部長の考えでお聞きしましたところ、これは一時借入金に回さざるを得ない。回さないと病院が破綻してしまうような旨の答弁をいただきましたが、この点について2月10日に私たち議会に説明したのと、病院が言っていることが全然違う内容でございます。このことについて説明を求めます。

議長(佐藤 淳君) 企画部長。

(企画部長 茂木政美君登壇)

企画部長(茂木政美君) まず最初に、私から清算金のご質問に対してお答えをさせていただきます。

この新町からの脱退金、そういった関係の中で企業債の償還のお金でございます。そのほか不採算部門の7,000万円ほどのお金がございます。その中で、基本的に各関係市町村と議論した中には、企業債の償還で繰り上げを償還していただくものでございますので、各市町村とも今後の市町村の起債償還、そういったものに充当していく、これが原則でございます。そういったことで議員説明会のときに回答させていただいておると思えます。私は基本的にそういう考え方でおります。

ただ、いろいろ情勢の変化等も今後出てくるのではないかと思います。その一つとして、例えば平成17年度でございます。これにつきまして新たに市町村から約1億円の不採算部門の支出を行います。これは小児医療の問題、あるいは周産期の問題、そういったところでございます。その辺で病院経営等が経営をより改善していただきまして、平成17年度の収支、そういったものを努力して赤字解消に努めていただきたい。それが基本で1億円の収支をしているわけでございます。そういった平成17年度の市からいった負担、それと病院の平成17年度経営改善、そういったいろいろなことを含めた中で、最終的に平成17年度末で病院の収支状況が当初予算計上した計画どおりに進まない、そういった段階になる。また、議員ご指摘の現段階では、病院が3億円の一時借入金をしていることも聞いております。そういった一時借入金の返済、また一時借入金の返済に伴う予算措置、そういったこともいろいろ平成17年度末には出てくるのではないかと考えております。

そういった状況をいろいろ踏まえた中で、さらに関係町村といろいろ議論して、この病院の負担の問題は議論しなければならないかと思っています。基本は、私が冒頭申しましたとおり企業債の償還に基づく返還でございますので、各市町村の償還に充てるというのが基本ということをお答えをさせていただきますので、よろしくご理解のほどお願い申し

上げます。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 冬木議員の公に高崎市の市長、新町の町長と話し合ったことがあるのかということでございますが、これはまだ新町、吉井町が高崎任意協の時代に高崎市の合併推進室長のところへ参りまして、市長に会えなかったものですから公室長、秘書課長にお願いしまして、きちんと加入方式についても議論してほしいということをお願いしてまいりました。その返事につきましては、新町を通してこれ以上一部事務組合を増やすわけにいかないの、委託でお願いしたいという返事がありました。

また、先ほども答弁してはいますが、理事会の中でも当然委託、そして委託について新町、吉井町が仮に高崎市へという議論を当時しておりましたから、そのときに負担が非常にあるのではないかと加入についても議論してほしい。これにつきましては、ほかの理事の町村長も異論なく加入についても議論しようということで、再度部課長会議に議論のいろいろなパターン、こういったものを考えてくれということをお願いしましたが、最終的に吉井町が自立という中で、この部課長会議、また理事会におきましても加入でなく委託でいこうというのがほかの町村長でございました。ですから、高崎の件、またこちらの広域圏を通じまして、加入・委託ともに議論した中で、最終的に委託の選択をした。

また、今、冬木議員が言われる高崎市の市長、新町の町長と公に何回ぐらい会ったのか、公というのは何なのかというのはまた別でございますが、新町の町長とも何度となくこのことについて話をしました。先ほども申し上げたように、当初新町は正の財産処分、土地建物についても主張がありました。ただ、やはり新町の町民の皆さんのことを考えても、やはりこの病院がある重要性、病院にかかるということでの重要性というのは新町の町長にもご理解いただきまして、財産処分のことについては放棄する。そして、先ほど来、議案にもなっております後年度の償還の分、また周産期小児医療等々のことで町長のご理解をいただいた中で決定させてもらったわけでございますが、当然、私と新町の町長という中では大変厳しい話もしたことがあります。ただ、新町の町長にも本当に大きな決断をしてもらって今日に来ているというふうに思いますので、ぜひご理解いただきたいというふうに思います。

議長（佐藤 淳君） 冬木一俊君。

1 2 番（冬木一俊君） 先ほど来、市長に丁寧に答弁をしてもらったのですが、私は公に議論したのかということで、何となく議論したということ聞いていないのです。そもそも

藤岡市が最初から加入ということのはっきりとした報告がないからこういうことになったのだというふうに自分自身では認識しているのですけれども、先ほどの議案のときにも言いましたけれども、職員に任せ切り、自分で先頭になって動かない結果がこのようなことで協議されてきた、議案として出てきたというふうに私は指摘せざるを得ないのです。

それで、力関係からして高崎市に押し切られたという見解を私は持っているのですが、そうであれば答弁は要りません。そうでないとしたら市長に答弁をいただきたいと思いません。

それと、清算金、企画部長がもっともなことを言われましたが、原則としては企業債償還金には充てないのだ、そういうことは百も承知しているわけです。ただ、病院でこれを使わなければ、公なお金をこれ以外にも投入しなければ平成17年度末で結果がわかっているわけなのです。破綻してしまうのです。それで、新町から応分の負担金で、概算ですけれども2億700万円ぐらいのお金ということで、それと周産期小児救急医療で7,400万円、2億8,000万円強のお金、色がついていないのです。基金としても別会計にできないのです。そういうことを勘案すれば、おのずと使わざるを得ないような状況なのです。そういうことを議員説明会では、議員説明会ではなく今の公の場で言ったとおり、あくまでも私としては原則として企業債の償還金に充てたいという話をしていますけれども、現実的な問題としてこれを使わないと病院は回っていかない。何で議員説明会のときに現実的な話をしないで原則の話しかできないのですか。もう一回この辺について答弁できればやってもらいたいのです。お伺いします。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

企画部長（茂木政美君） お答えをさせていただきます。

新町の清算金のことでございます。原則として企業債の償還、それは市町村の償還に充てたい、それが原則でございます。そういった回答をさせていただきました。その現実の問題は、3億円の償還が今、出ている新町の脱退金、そういったものを充てていかないと運営できない、一時借入金で償還できない、そういった状況である。そういった状況を把握している中で、私は原則論をお話ししている。そういった質問でございますが、私としても関係市町村、財政を預かっている担当部といたしますと、くどいようで恐縮でございますが、先ほども平成17年度に新たに約1億円の支出を関係市町村でしているわけでございます。藤岡市も9,000万円の新たな負担増をしているわけでございます。そういった負担増の中において、できるだけ病院で経営改善をしていただいて、それで収支の赤字の幅を少なくしていただきたい、それが関係市町村の希望でございます。そういった状況でございますので、私は原則論のお話しかできなかったわけでございます。

先ほどのお答えをさせていただきましたが、そういった病院側の懸命の努力にかかわら

ず、収支不足が生じて一時借入金の返済ができない、そういった状況になれば、その時点で再度また関係市町村と協議をしているいろいろな方法を講じなければならない、こんなふうに解釈しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上、回答といたします。

議長（佐藤 淳君） 市長。

市長（新井利明君） 高崎市から力関係で押し切られて決定をしたわけではございません。この藤岡市議会の中で、先ほど部長の答弁にもありましたけれども、平成8年、70%の負担が90%になった、ここについての議論をするわけではないのですけれども、ここに90%の負担をするということにつきましてご決定いただいたことは、藤岡市が将来とも病院について大きな責任を持つのだという意識のあらわれだというふうに私は思っております。ですから、新町が抜けた3.439%の負担をしていただいたわけではございませんけれども、新町が抜けた負担、これを藤岡市が負担するということではない。これを広域のみんなでどう負担し合うのかということは今後主張するわけではございません。ただ、今までの70%から90%に藤岡市が負担をするということで、藤岡市が責任を持って、この病院の運営をしっかりと見ていかなければいけない。これはここ何年かの話ではない。先々もやはり大きな藤岡市の責任があるというふうに思っております。ですから、力で押し切られて委託に決めたわけではありません。我々も主張すべきところは主張しております。ただ、藤岡市の主張とほかの広域の町村の温度差もあるということについては、ぜひご理解いただきたいというふうに思います。

議長（佐藤 淳君） 冬木一俊君。

1 2 番（冬木一俊君） 市長から病院の運営については藤岡市が責任を持って運営していくという強い決意表明にとらざるを得ないような発言があったわけですが、そうすると新町が抜けた負担割合については、藤岡市が責任を持って背負っていくということによろしいのかどうか、違うのであれば答弁を願います。

それと、清算金につきまして公営企業法上、新町の負の清算金は基金としてはとっていけない、そういう認識は当然ご存じだというふうに思いますが、議員説明会で我々議員に話したこと、病院議会で確認したら、これは一時借入金の方に回さざるを得ないような金額、また今回議会で答弁を求めれば、実際問題としては1億円の市町村負担も必要だ。この整合性のなさ、これは企画部長、私から言わせれば余りにも議会を軽視していると言わざるを得ないのです。その点についてどう思っていますか、答弁願います。これで私の質問を終わります。

議長（佐藤 淳君） 市長。

市長（新井利明君） 新町の今まで負担をしていただいた3.439%の負担を藤岡市が負うと

いうふうに私は一言も言っていません。先ほども申し上げましたように、70%から90%になった負担というのは、確かに藤岡市にとってもそれだけの責任を明確化したというふうに私も感じておりますし、今後もそういうつもりでやっていかなければいけない。ただ、規約の中で市が90%、ほかの町村で10%という約束もあるわけでございます。これからの議論の中でそこが基本となるというふうに私も思っておりますので、主張していきたいというふうに思っております。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

企画部長（茂木政美君） お答えいたします。

議員説明会で私がご回答したことについて、病院議会等の質問に対しての病院側の回答、そういったことの違い、そしてまた本日、私がここで答弁しているいろいろな方向の答え方、そういった説明会においての言葉が不足していたということを反省しております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第11号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

松本啓太郎君。

（10番 松本啓太郎君登壇）

10番（松本啓太郎君） 議案第11号新町の廃置分合による多野藤岡医療事務市町村組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、原案に対して反対の立場から討論いたします。

公立藤岡総合病院は、藤岡市、新町、吉井町、神流町、上野村の1市3町1村の公立の病院であります。多野藤岡地域の医療の中心として、この地域にとって大変重要なものであります。昭和25年の設立、26年の開業・開院以来、今まで各市町村が力を合わせて育ててきたのであります。

今回の市町村合併により来年1月23日に新町が高崎市へ合併することになりました。多野藤岡医療圏から高崎市等の医療圏へとなるわけであり、そこで、新町は今までの病院の借金を支払っていくこととなります。総額で2億8,200万円です。この借金は病院を建てかえた、あるいは医療機器の購入、また小児医療、救急医療などの不採算部門の負担金であります。私は、新町が公立藤岡総合病院から抜けていくのではなく、新高崎市が公立藤岡総合病院に加入することが今後の病院の運営に最善の方法であるかと考えます。

その理由は、新町の多くの住民の方々は、地理上、病院に近いということから、今までどおり公立藤岡総合病院を利用することが想定されるわけであり、第2の理由は、医療機器は絶えず改良され、更新をされるわけであり、また、医療設備の一層の充実を図らなければなりません。議案第11号は、清算金を払えば新町が脱退することを認めるものであります。私は、新高崎市が一部事務組合に加入し、公立藤岡総合病院の一員として病院が存続する限り新町の負担割合である3.4%を今後も未永く負担していただくことを希望するものであります。脱退するのではなく、新高崎市が加入することを提案いたします。ぜひ高崎市と再協議をお願いするものであります。議員各位のご理解とご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上で討論を終わります。

議長（佐藤 淳君）他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第11号新町の廃置分合による多野藤岡医療事務市町村組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（佐藤 淳君）起立少数であります。よって、議案第11号は否決されました。

議案第12号新町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君）お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君）ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第12号については、会議規則

第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第12号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第12号新町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤 淳君) 起立少数であります。よって、議案第12号は否決されました。

議案第13号 新町の廃置分合による藤岡市・新町ガス企業団からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第13号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第13号新町の廃置分合による藤岡市・新町ガス企業団からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（佐藤 淳君） 起立多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

第19 議案第14号 市道路線の廃止について

議案第15号 市道路線の認定について

議長（佐藤 淳君） 日程第19、議案第14号市道路線の廃止について、議案第15号市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 議案第14号市道路線の廃止について、ご説明申し上げます。

今回、ご提案申し上げます市道路線の廃止は1件、1路線でございます。市道2320号線でございますが、中栗須地内の群馬県教育委員会の県立藤岡中央高等学校建設予定地を分断する形で東西に延びている道路であり、群馬県教育委員会から廃止申請がありました。それに基づき路線の廃止を行い、再編成する必要性が生じたための道路でありますので、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第15号市道路線の認定について、ご説明申し上げます。

今回、ご提案申し上げます市道路線の認定は2件、4路線でございます。初めに、市道2320号線及び市道2491号線でございますが、廃止申請に伴い、残された路線の認定であります。次に、市道4678号線及び市道6725号線でございますが、藤岡市道路受け入れ基準に基づき、市が寄附を受けた道路であります。以上、2件4路線を管理していくに当たり路線認定をする必要がありますので、議会の議決をお願いするものでございます。

慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第14号市道路線の廃止について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 議案第14号市道路線の廃止についてお伺いいたします。この2320号線の道路の下なのですが、中村堰の送水管が現在埋設されております。この送水管が学校敷地からどのように布設替えをするのか、その学校用地の中に送水管を今までどおり通すのか、その点をお伺いすると同時に、この道路の端には田んぼの用水路も入っております。これは下流の田んぼの用水路になっておりますが、その用水路をこれからどのような方向で通すのか、その点をお伺いいたします。

議長（佐藤 淳君） 経済部長。

(経済部長 荻野廣男君登壇)

経済部長 (荻野廣男君) お答えをいたします。

まず、送水管の関係でございますが、この道路の下から南側の方へ、高校用地を避けまして南側の方へ振りまして、送水管を布設する現在の計画となっております。また、用水路につきましても、高校用地を避けまして、それぞれ北側・南側の道路用地のわきのところに用水路のつけ替えをする計画となっております。

以上でございます。

議長 (佐藤 淳君) 湯井廣志君。

4 番 (湯井廣志君) この中村堰の送水管と田んぼの用水路、これは県の費用ですべて行ってくるものか、その点を伺っておきます。

議長 (佐藤 淳君) 経済部長。

経済部長 (荻野廣男君) お答えをいたします。

まず、既設の送水管や用水路の布設替えをだれが行うかということでございますが、これにつきましては、この原因者がこの財産処分をどうするかということで県の基盤整備課あるいは国等と協議をした中から、この財産のつけかえをしていくものでございます。

以上でございます。

議長 (佐藤 淳君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 14 号については、会議規則第 36 条第 2 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第 14 号市道路線の廃止について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤 淳君) 起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号市道路線の認定について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第15号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第15号市道路線の認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤 淳君) 起立多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

第20 議案第16号 平成16年度藤岡市一般会計補正予算(第5号)

議長(佐藤 淳君) 日程第20、議案第16号平成16年度藤岡市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 議案第16号平成16年度藤岡市一般会計補正予算(第5号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条で示しましたとおり、歳入歳出それぞれ3,378万6,000円を追加し、187億7,066万9,000円とするものであります。当初予算に比較

しますと、今回の補正を含め2.4%の増となっております。

次に、第2条の繰越明許費であります。第2表のとおり、戸籍住民基本台帳経費の戸籍電算委託料であります。

次に、第3条の地方債であります。第3表のとおり、追加として分団詰所建設事業外1件、変更として老朽管更新事業出資金外9件であります。

なお、細部については助役より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 助役。

（助役 関口 敏君登壇）

助役（関口 敏君） 続きまして、事項別明細について、歳出から主なものをご説明申し上げます。

最初に、第2款総務費では、第1項総務管理費、第2目人事管理費の退職手当で1億3,518万8,000円を追加。

第3款民生費では、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の国保事業勘定特別会計繰出金等で1億6,267万2,000円を追加、第2目身体障害者福祉費の身体障害者居宅生活支援費等で1,930万7,000円を減額、第13目医療福祉費の高齢重度心身障害者医療扶助費で1,510万円を追加、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費総務費の民間保育所施設整備費補助金等で1,435万1,000円を減額、第3項生活保護費第2目扶助費の生活保護扶助費で6,670万6,000円を追加。

第4款衛生費では、第1項保健衛生費、第7目老人保健費の老人保健特別会計繰出金で1億3,894万7,000円を追加。

第5款労働費では、第1項第1目労働費の勤労者住宅建設資金預託金等で7,091万8,000円を減額。

第7款商工費では、第1項商工費、第1目商工総務費の六市自転車競走組合負担金で1,200万円を追加、第5目金融対策費の中小企業設備近代化資金預託金等で1,997万円を減額。

第8款土木費では、第4項都市計画費、第2目区画整理費の北藤岡区画整理事業で2,920万2,000円を減額、第3目公共下水道費の下水道事業特別会計繰出金で5,477万円を減額、第4目街路事業費の小林立石線街路事業等で7,844万8,000円を減額、第5目公園費の総合運動公園整備事業等で3,672万6,000円を減額。

第9款消防費では、第1項消防費、第1目常備消防費の広域組合消防費負担金で2,281万6,000円を減額。

第12款公債費では、第1項公債費、第2目利子で1,302万6,000円を減額するものであります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入の主なものを申し上げます。

第1款市税では、第2項固定資産税で8,724万2,000円、第7項都市計画税で1,236万8,000円をそれぞれ追加。

第12款分担金及び負担金では、第2項負担金で1,117万8,000円を減額。

第14款国庫支出金では、第1項国庫負担金で3,012万8,000円を追加。

第15款県支出金では、第2項県補助金で1,358万1,000円を減額。

第18款繰入金では、第2項基金繰入金の財政調整基金繰入金で1億9,158万3,000円を減額。

第20款諸収入では、第3項貸付元利収入で8,757万1,000円を減額。

第21款市債では、1億9,280万円を追加するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

斉藤千枝子君。

5番（斉藤千枝子君） 65ページ、民生費の身体障害者居宅生活支援費、減額1,010万1,000円ということですが、これは予算のときに1,900万円ほど出て、予算計上されていたと思いますけれども、何人の方が使われまして、1週間で何時間ぐらい使ったのかお伺いいたします。

それから、71ページの在宅介護支援事業の第19節、利用者負担軽減事業補助金も予算よりも半分以上戻っているのですけれども、何人の方が申請したのかお伺いいたします。

議長（佐藤 淳君） 健康福祉部長。

（健康福祉長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 1点目の身体障害者の居宅生活支援の関係でございますけれども、居宅介護でまとまっておりますけれども、居宅介護の方で574万8,000円の事業料の減額でございます。それから、デイサービス支援費で287万9,000円、これは3人から2人になっております。それから、短期入所で147万4,000円、これも2人から1人になってございます。それから、71ページの利用者負担軽減、これはまことに申しわけありません、人数までは把握していないのですけれども、ご承知のとおり介護保険事業の居宅施設入所サービスを社会福祉法人が行う場合に住民税非課税等の低所得者に対して本人負担を半減するというところでございますが、人数のところまでは持ってきませんでしたので、申しわけございません。

議長（佐藤 淳君） 斉藤千枝子君。

5 番（齊藤千枝子君） 身体障害者居宅支援生活支援費、ショートステイだとかいろいろが含まれているということなのですが、この身体障害者の支援費に関しましては介護保険と違っていて、どのくらいという支給量が決まっていなわけですね。どのくらい支援費を出すかということは、市町村の裁量にゆだねられていますので、使用したい人が24時間使用したいとなると、それだけ使用してはならないというところがあるわけですが、今後いろいろなことがありますので、市としてはその辺の考えをしっかりと関係機関と協議していただきたいと思います。

それから、先ほどの利用者負担軽減事業補助金の件に関しましてですけれども、これは住民税非課税世帯で、年間所得50万円以下の方が申請して、軽減措置をしていただくということなのです。これは4月の広報に載っていたと思いますが、高齢者世帯の方がこういうものを見て申請するということなのですが、こういう大変な方に関しましては、私が思うのには介護認定の結果を各個人に知らせるわけですが、そのときに利用者軽減制度のお知らせ等とか申請書をしっかりと同時に送付すれば、もっと利用していただけるのではないかと思うわけです。ただ広報に出してそれぞれ申請してくださいといっても、高齢者にとってはなかなかその辺が大変なことかと思うわけです。せっかくこういう補助金の制度があるわけですから、介護認定を受けない限りはこれが利用できないわけですので、認定の通知を出すときにしっかりとお知らせと申請書を、両方とも認定書の中に送っていただければと思いますが、その辺をお伺いいたします。

議長（佐藤 淳君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） ご指摘のところを参考にさせていただきます。また今、介護支援センター等で介護の申し出があった場合に行っていますので、その辺からのPR、あるいは今、ご指摘の点を参考にさせていただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

木村喜徳君。

15番（木村喜徳君） 58ページ、職員手当、退職金ということなのですが、これは随分補正があるのですが、定年退職のほかのような気がするのですが。もし、定年退職のほかで退職される方の分だとしたら、その人数と退職される方の役職、できれば年齢まで、また退職理由、これをお願いしたいと思います。

議長（佐藤 淳君） 総務部長。

（総務部長 金井秀樹君登壇）

総務部長（金井秀樹君） お答えいたします。

当初、定年退職者予定者が6人、これは部長職3人、係長職1人、その他の職が2人でございました。年度の途中で退職者が12人になりました。6人増えたわけなのですが、

勸奨による職員が4人、それから年度途中で退職した者が2人、内訳は部長職1人、参事職1人、課長職1人、その他の職員1人という内訳でございます。

退職理由につきましては、自己都合ということでございます。

議長（佐藤 淳君） 木村喜徳君。

1 5 番（木村喜徳君） 定年退職のほかに6人ですか、これは例年と比べて多い数でしょうか。例年このくらいあるのか、例年以上なのか、この辺について答弁願います。

あと、助役にちょっとお聞きしたいのですけれども、市長の方は大分忙しいので、職員等との接点というのは非常に少ないと思うのですけれども、退職理由が表面上は一身上の都合ということがほとんどなのですけれども、実際にはいろいろとあると思うのです。家庭内の理由だとか、その辺の悩みとか、そういうものは助役の方には入っていないのか。ただ一身上の都合でこれが出れば、素直に受けてしまって、「はい、わかりました。」ということだけなのでしょうか。有能な職員が定年退職になる前に去っていくというのは、それなりに深い理由があると思うのです。その辺について、もし相談を受けた場合があったのであれば、そのようなことを答弁願いたいと思います。

では、この2点についてお願いします。

議長（佐藤 淳君） 総務部長。

総務部長（金井秀樹君） 年度途中の退職者は、去年よりはちょっと増えます。それから、これから平成27年までは1年おきぐらいに大きく増えたり減ったり、増えたり減ったりという状況になってきます。

議長（佐藤 淳君） 助役。

（助役 関口 敏君登壇）

助役（関口 敏君） 退職理由については、各個人いろいろな理由があるかと思うのですけれども、退職届が出てきまして、これはなぜ退職するのかということをお聞きしますと一身上の都合ということ。仕事が嫌になったとか、友達関係がうまくいかないとか、そういうことでなくて、本当に自分の身体的な状況、あるいは家庭的な状況ということで退職していく方向かというふうに思います。

議長（佐藤 淳君） 木村喜徳君。

1 5 番（木村喜徳君） 退職理由はそんなことだろうと思います。実際問題、職を離れていくのですから、それだけの大きい理由がなければ、私はやめていく必要はないと思いますし、その本人たち、優秀な人たちが去っていくのですから、ちょっと残念な気がいたします。

これは、ちょっと余談的な質問になってくるのですけれども、いろいろ役所の人から話等が聞こえてくるのですよ。例えば今回やめていく中には、この次の人事の関係があって、人事の関係で身辺整理、そんな表現が正しいかどうかかわからないのですけれども、そう

いうことのためにやめていくということが聞こえるのです。人事というのは、もし4月に人事異動があるとしたら、その作業というのはいつごろから始まるのですか。これは答えられたでもいいのですけれども、できましたらお聞きしたいのです。要するに、人事異動する1カ月とか1カ月半前ぐらいから内々の作業は始まっているのか、ちょっとこれをお聞きできればと思うのです。

議長（佐藤 淳君） 総務部長。

総務部長（金井秀樹君） 役職あるいは定年を迎えてやめる職員がいるわけですから、当然、事前にその分の穴埋めとか、そういうものは研究していきます。ただ、具体的な事務につきましても、暮れから正月明けにかけて、担当各部長から現状についてまずヒアリングを行います。それから、仕事に対する状況、人数の割り振りの問題、その辺についてはヒアリングをまず行います。それから、逐次作業に入っていきます。現在、作業を進めているところでございます。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

大戸敏子君。

2 2 番（大戸敏子君） 48ページの第5目の一番右に書いてあります要保護準要保護児童就学援助費補助金86万7,000円の減額ですが、これは対象児童が減ったのでしょうか。それとも、内容的にこれだけ減らされた、そういうことでしょうか。

議長（佐藤 淳君） 教育部長。

（教育部長 水越 清君登壇）

教育部長（水越 清君） それでは、お答えさせていただきます。

この要保護準要保護児童就学援助国庫補助金につきましては、国からまず県へ予算配分がされます。それによりまして、現有予算を市町村に補助するということになっているわけですが、県全体の要保護準要保護の人数が増えております。そういった中で配分されましたことにより、減額となっているものでございます。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 大戸敏子君。

2 2 番（大戸敏子君） そうしますと、藤岡市の場合、人数が減ったか増えたかはちょっとわかりませんが、人数で割って減らされたということは、内容的に減らされたと思うのです。そうしますと、要保護と準要保護の児童の就学援助費というのは、これは給食費が払えない場合には、結局これから取っていると聞いているのですけれども、給食費の不払いの人が今よりもっと増えてくるということでもいいですか。

議長（佐藤 淳君） 教育部長。

教育部長（水越 清君） お答えさせていただきます。

人数は増えております。増えておりますけれども、先ほど言いましたように、群馬県全体で人数が増えている状況によって、減ってきております。

それから、給食費についてですけれども、確かに給食費もこの中に入っているのですけれども、給食費の方が実際には単価が上がっております。そういった面で、多少なりとも滞納が増えることは確かでございます。それから、準要保護に認定される前から、そういう方については滞納されておりますので、その分についてはなかなか納めていただけないのが現実でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤 淳君） 大戸敏子君。

- 2 2 番（大戸敏子君） 今、質問したその下に特殊教育就学奨励費国庫補助金、それから公立保育所入所児童運営費県負担金とか、みんな人数によっているのかと思うのですけれども、こういうものもやはり人数が減っているということでしょうか。それとも、今と同じように、内容的に人数に関係なく減らされているということですか。

議長（佐藤 淳君） 教育部長。

教育部長（水越 清君） お答えさせていただきます。

理科教育等施設整備費国庫補助金につきましては、当初の申請では国の指示により200万円、補助率は2分の1なのですけれども、この中から全国の要望を調整した中で補助金が決定する仕組みになっております。そういった関係で減額をするものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） 土木費の歳出の減額についてお伺いをいたします。93ページと94ページになりますけれども、2億円近い減額のほとんどが下水道特別会計への繰出金の減額と小林立石線公有財産購入費並びに総合運動公園の用地買収費です。こういった中で、この辺のまず下水道関係はどういう形なのか、また用地買収費では1億円近くが実際には支出されないでこういうふうになりましたけれども、これは見込みが違っているのかどうか、どうしてこういうことが起こるのか。正直言って、年度当初に予算をむだにつけているのかどうか、大事な財産購入費なので、この辺をお聞きしたいと思います。それにつけても、年度末に工事が集中するこの現状には、本当にひどいものがある。本市においても、なかなか改善されず、どこへ行っても掘り返し、道路工事のし直しです。一体、土木課では全体の工事費の何%を年度末にこんなに集中して出しているのか、なおかつ、こうやって予算が余るということは、むだな工事をどんどんやっているような気がしないでもないです。その辺で、何%ぐらいの工事を年度末にこんなに集中させて出しているのか、その3点を

お聞きします。

議長（佐藤 淳君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 土木費全体にわたって減額がちょっと多くて、大変申しわけないのですけれども、まず小林立石線の関係でございます。用地買収費で4,509万2,000円の減額をしております。この関係につきましては、当初予算で1億5,830万円がのっております。補正予算で1億1,320万8,000円、その差が4,500万円ということでございます。これに関しましては、当初買収予定でありました2件につきまして、現在市街化区域から代替地を希望しております。市街化調整区域への建物移転をしたいということで希望していることから、現行の群馬県の開発審査会提案基準に当てはまります。そういうことで、これが適合しないということで、その本人が希望している所については移転ができないということになります。そういうことで、平成16年度中には契約は困難であるということで、これを新年度に持ち越したいということでございます。今現在、その基準の改正をしているところでございます。条件を整備しながら契約を進めていきたいというふうに考えております。現行では市街化調整区域から市街化調整区域ならばオーケーだ、改正案では市街化区域から市街化調整区域にも移転ができると追加予定をするということでございます。新年度には、そういう条件整備がそろいますので、新年度には契約ができるというふうに考えております。

ほかの土地の件につきましては、納税猶予を受けている土地や建物移転を伴うことから、平成17年度以降の契約を希望しているということで、平成16年度のうちには契約が困難である、そういった状況でございます。

そのほかに公園用地の関係ですけれども、公園の用地は総合運動公園の整備事業で用地買収費2,638万5,000円が減額をされております。補正前には1億4,342万3,000円、補正後が1億1,703万8,000円、その差額を減額しているわけでございます。当初の単価の関係でございますけれども、いろいろと公示価格等、また固定資産税評価額等で想定をしまして、平方メートル当たり1万円ということで想定をして、予算をいただきました。その後、平成16年度になりまして不動産鑑定を行いましたところ、1平方メートル8,000円という数字が出てきました。そういうことで、8,000円で面積が1万4,508.09平方メートル、2,000円の差が出ましたので、その差額が減額となったわけでございます。

それと、工事が年度末に集中しているということもございますけれども、毎年そういったことで指摘を受けております。そういうことから、平準化をするためにいろいろな機関等、水道・ガス・電気、そういった関係の各事業所とも協議をしながら事業を進めており

ます。私の方では今現在、工事を実際にしているのは非常に少ない状況です。ほかの附帯するガス・水道・電柱、そういったところが今は多いのではないかと私は考えております。

それで、何%かということでございますけれども、この数字につきましては、ちょっとございません。そういうことで非常に少ない。今、現実に出しているのは正月の当初に指名委員会が最終的に行われた、その後は大きいものは一切出していないで、あとは調整部分だけだというふうに考えております。

大変申しわけございませんけれども、以上を答弁とさせていただきます。

議長（佐藤 淳君） 上下水道部長。

（上下水道部長 三木 篤君登壇）

上下水道部長（三木 篤君） お答えいたします。

一般会計からの繰出金が5,477万円減額ということであります。決して当初から大幅に組んでいるわけではございません。下水道の場合は使用料、それから利用者負担金、それが主な歳入です。それから、支出としましては建設改良費、それから維持管理費、当然その差額を繰入金で充てております。今回の場合、主なものは補償費が約4,800万円ぐらい減額になりました。それも、当初から補償費が多いという中でなくて、実際には地下埋設設備ですから、実施するときに精査しまして、なるべくガス管・水道管、それが当たらないように避けたということで、結果的に減額ということになります。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第16号平成16年度藤岡市一般会計補正予算（第5号）

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後2時55分休憩